

九頭竜川流域委員会のあり方について

答 申 (案)

平成14年1月22日

九頭竜川流域委員会準備会議

目 次

はじめに.....	1
. 委員会の構成について	2
. 委員会規約の骨子（案）.....	2
参考：九頭竜川流域委員会準備会議の経緯について	
参考 1 答申策定経過及び審議骨子	7
参考 2 九頭竜川流域委員会準備会議規約.....	16
参考 3 委員の選定について	18
参考 4 九頭竜川流域委員会準備会議資料	（略）
・ 第 1 回九頭竜川流域委員会準備会議資料	
・ 第 2 回九頭竜川流域委員会準備会議資料	
・ 第 3 回九頭竜川流域委員会準備会議資料	
・ 第 4 回九頭竜川流域委員会準備会議資料	
・ 第 5 回九頭竜川流域委員会準備会議資料	

はじめに

平成 9 年度の河川法の改正に伴い、河川管理者は河川整備の長期的な計画の基本となる事項（河川整備基本方針）と、今後 20 年～30 年間の具体的な河川整備内容に関する事項（河川整備計画）を策定することとなり、後者は必要に応じて学識経験を有する者の意見を聴くとともに、公聴会等により地域住民の意見を反映する手続きを導入することとなった。

これを受けて、国土交通省近畿地方整備局長（以下「局長」という。）及び福井県知事（以下「知事」という。）は、九頭竜川水系の河川整備計画を策定するために、九頭竜川水系の河川に関し学識経験を有する者から意見を聴くことを目的に九頭竜川流域委員会（以下「委員会」という。）の設置を画している。

これに先立ちこの委員会の透明性・公平性等を確保するため、局長及び知事は、第三者による「九頭竜川流域委員会準備会議」（以下「準備会議」という。）を設置し、平成 13 年 7 月 26 日、九頭竜川水系にふさわしい構成・メンバー等委員会のあり方について準備会議に諮問した。

本答申は、別紙規約に基づいて開催された準備会議において、今後設置される委員会のあり方について慎重に審議した結果である。

近畿地方整備局及び福井県においては、本答申を踏まえ、委員会を設置された。

．委員会の構成について

- ・委員会は、総会のみで構成する。
- ・委員会の委員は別表 - 1 に記載する 22 名とする。
- ・なお、必要に応じて部会を設けることとし、部会委員の選定及び部会の運営方針については、委員会の決定に委ねる。

．委員会規約の骨子（案）

委員会のあり方について準備会議で審議を行った結果を、「委員会規約の骨子（案）」としてとりまとめた。なお、委員会の運営については、本来委員会で決定すべきものであり、委員会設立後、本骨子(案)を基に規約を決定されたい。

（名称）

- ・本会は、「九頭竜川流域委員会」（以下「委員会」という。）という。

（設置）

- ・委員会は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第十六条の二第 3 項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長（以下「局長」という。）及び福井県知事（以下「知事」という。）が設置する。

（目的）

- ・委員会は、九頭竜川水系の河川整備計画の策定にあたり、その原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的とする。

（委員会）

- ・委員会は、総会のみで構成する。
- ・委員会において部会が必要と認めるときは部会を設けることができる。
- ・委員会の委員は別表 - 1 のとおりとし、局長及び知事が委嘱する。
- ・委員会は、必要と認める場合には具体的候補者を選定のうえ、委員として追加するように局長及び知事に要請することができる。
- ・委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- ・委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- ・委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

- ・委員長は、委員会を招集し、開催する。
- ・委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。
- ・委員会の議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。
- ・委員会は、委員会の意見集約にあたっては、少数意見を付するものとする。

(部会)

- ・委員会は、特定の課題について審議を行うため、必要に応じて委員会の下に部会を設けることができる。
- ・部会を設置する場合は、部会運営方針及び部会規約を委員会において定める。
- ・部会委員は、委員会において選定する。
- ・部会委員は、委員会の委員と兼任することができる。

(河川管理者)

- ・近畿地方整備局及び福井県は、委員長の了解を得て、河川管理者の立場で委員会に説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関わらない。
- ・近畿地方整備局及び福井県は、委員会から求められた事項については速やかに対応すること。

(委員会の公開)

- ・委員会は、原則的に公開とし、その公開方針は別紙「委員会の公開方針(案)」によるものとする。

(庶務)

- ・委員会の庶務は、近畿地方整備局福井工事事務所調査第一課及び福井県土木部河川課が行うものとし、委員会の指示により、以下に示す庶務をとり行う。
 - ・会議資料の作成
 - ・議事録の作成
 - ・会議内容の整理及び公表資料案の作成 等

(規約の改正)

- ・本規約の改正は、全委員総数の3分の2以上の同意をもってこれを行う。

(雑則)

- ・本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

別表 - 1 九頭竜川流域委員会委員

専門分野	人数	氏名	専門分野の細目	備考
治水	4人	池淵 周一	水文学・水資源工学等	
		酒井 與郎	地域の特性に詳しい	一般公募
		角 哲也	ダム工学・水工水理学等	
		福原 輝幸	地下水理学・エネルギー資源工学等	
利水	4人	菊澤 正裕	農業工学	
		清水 賢涼	水道原水	
		中田 忠則	漁業	
		吉田 公一郎	水力発電	
環境	7人	上木 泰男	鳥類	
		岡 敏弘	環境経済学	
		奥村 充司	環境都市工学	
		森下 郁子	河川環境全般	
		山内 フミ子	リサイクル・地域活動	
		米村 輝子	地域の特性に詳しい	一般公募
		渡辺 定路	植物	
人文	7人	上杉 京子	地域活動	
		川上 賢正	法律	
		田中 保士	親水・交流活動等	
		土山 弥一郎	マスコミ	
		中廣 明子	青少年教育	
		藤田 武志	地域の特性に詳しい	一般公募
		三谷 政敏	地域の特性に詳しい	一般公募

敬称略。

分野毎の氏名の降順は、五十音順。

一般公募による委員の専門分野の細目は、「地域の特性に詳しい」とした。

委員会の公開方針（案）

委員会の公開方針（案）を以下に示す。これに定めのない事項については、委員会で定める。

（１）傍聴対象者

- ・傍聴対象者は原則的に制限しないこととし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。
- ・傍聴者が入りきれない場合に、会場外で TV モニター等による傍聴が可能になるように努める。

（２）会議開催の案内

- ・会議開催の案内は、記者クラブに対する情報提供と、福井工事事務所・福井県等のホームページ及び福井県や流域内市町村の広報紙への掲載により行い、有料広告については行わない。
- ・流域内市町村の広報紙による開催案内については、庶務から流域内市町村に対して記事掲載のお願いを行い、掲載するか否かについては各々の流域内市町村の判断に委ねる。

（３）会議資料等の公開

- ・会議資料については、原則的に公開する。
- ・議事の詳録の作成は行うが、公開すると膨大となるため、決定事項（骨子）のみを公開する。なお、詳録の閲覧の希望があった場合には、その希望に応じる。
- ・公開する場合の方法については、委員会のホームページを開設して掲載するとともにニュースレターを作成し、配布する。
- ・会議資料は、近畿地方整備局や福井県及びこれらの関係機関において、供覧・貸出を行うほか、ホームページを通して閲覧できるようにする。会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。

（４）記者会見

- ・委員会終了後の記者会見は行わない（ただし、委員長が必要と認めるときはこれを行う。）
- ・記者会見を行う場合は、一般傍聴者も参加できる。

(5) その他

一般傍聴者の審議中の発言は、これを認めない(なお、審議終了後の発言機会の取扱いについては委員長判断に委ねる。)

< 参考 1 >

答申策定経過及び準備会議における審議骨子

・準備会議における策定経過及び審議骨子は、以下のとおりである。

年 月 日	事 項	主な議事内容
平成 13 年 7 月 26 日	第 1 回九頭竜川流域委員会準備会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備会議の運営方針 ・ 準備会議の公開方針 ・ 準備会議のスケジュール
平成 13 年 9 月 25 日	第 2 回九頭竜川流域委員会準備会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の構成 ・ 委員の選定方針 ・ 委員会の公開方針 ・ 委員会の運営方針
平成 13 年 10 月 1 日 ～ 10 月 20 日	九頭竜川流域委員会委員公募	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等により委員を公募し、14 名の応募を受付。
平成 13 年 11 月 6 日	第 3 回九頭竜川流域委員会準備会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の選定方針 ・ 委員の選定
平成 13 年 11 月 12 日	第 4 回九頭竜川流域委員会準備会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の選定結果 ・ 答申内容
平成 14 年 1 月 22 日	第 5 回九頭竜川流域委員会準備会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申内容 ・ 答申

第1回準備会議審議骨子

・規約（案）について

河川管理者から提案された九頭竜川流域委員会準備会議規約の案の通り承認された。

・議長選出

規約第7条1項により、池淵委員が議長に決定した。

・準備会議の運営方針（案）について

河川管理者の提案した以下の準備会議の運営方針の案が了承された。

- ・九頭竜川流域委員会準備会議の運営方針（審議の進め方等）は、準備会議で決定するものとする。また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も準備会議が行う。
- ・近畿地方整備局及び福井県は、準備会議委員から求められた時、河川管理者の立場で委員会に説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関わらない。

1．取材の方法について

- ・会議風景のTV・ビデオ撮影、写真撮影及び発言の録音については、審議の進行に支障を来さない範囲で原則的に自由とする。
- ・ただし、個人のプライバシーに関わる部分の報道については、マスコミに対し常識やモラルを踏まえた扱いを求めることとする。

2．会議の傍聴対象者

- ・会議の傍聴対象者は、原則的に制限しないこととするが、会場に入りきれない場合には先着順とする。
- ・準備会議から庶務に対し、できるだけ大きな会場を用意すること、もし傍聴者が入りきれない場合には、会場外でTVモニター等による傍聴が可能となるよう措置を講ずることの要請があった。

3．会議開催の案内

- ・会議開催の案内については、記者クラブに対する情報提供、福井工事事務所・福井県等のホームページ、及び福井県や流域内市町村の広報紙への掲

載により行い、有料広告については行わない。

- ・流域市町村の広報紙による開催案内については、事務局から流域内市町村に対して記事掲載のお願いを行い、掲載するか否かについては各々の流域内市町村の判断に委ねる。

4．会議資料等の公開

- ・準備会議資料については、原則的に公開する。議事録については、すべての内容を公開すると膨大となるため、決定事項（骨子）のみを公開する。
- ・公開する場合の方法については、準備会議のホームページを開設して掲載するとともにニュースレターを作成し、配布する。
- ・会議資料は、別表 - 2 の設置場所において、供覧・貸出を行う。
- ・会議資料は様々な電子情報ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。
- ・ニュースレターについては、別表 - 2 のほか、流域内の市町村役場にも設置する。

5．個人名等の公開

委員選定段階での個人名等の公開の取り扱いについては、プライバシーに配慮して審議段階では公開しないこととする。

6．記者会見

- ・準備会議終了後の記者会見は、行わない（ただし、議長が必要と認めるときは、これを行う。）
- ・この場合、一般傍聴者も参加できることとする。

7．その他

一般傍聴者の審議中の発言は、認めないこととする（なお、審議終了後の発言機会の取り扱いについては議長の判断に委ねる。）

別表 - 2 会議資料・準備会議ニュースの設置場所

	設置機関	担当	所在地	電話番号	準備会議 ニュースの 設置場所	会議資料の 設置場所
近畿地方 整備局	福井工事事務所	調査第1課 川内	福井市花堂南 2-14-7	(0776) 35-2661 内線 355	1階展示室	調査第1課
	足羽川ダム 工事事務所	調査設計課 かせ本	福井市成和 1-2111ボリスビル	(0776) 27-0642 内線 352	調査設計課	調査設計課
	九頭竜川ダム 統合管理 事務所	管理課 桂木	大野市中野 29-28	(0779) 66-5300 内線 334	2階閲覧室	2階閲覧室
	河川部	河川計画課	大阪市中央区 大手前1丁目 5-44	(06) 6942-1141	1階 PR コーナー	河川計画課
福井県	福井県庁	土木部河川 課 杉原	福井市大手 3丁目 17-1	(0776) 20-0481	県庁1階 ロビー	9階 河川課
	福井土木 事務所	地域整備 第2課 野田	福井市城東 4丁目 28-1	(0776) 24-5111 内線 224	1階正面玄関	2階 地域整備 第2課
	三国土木 事務所	地域整備課 高山	坂井郡三国町錦 4丁目 2-68	(0776) 82-1111 内線 252	1階正面玄関	1階 地域整備課
	大野土木 事務所	地域整備課 小寺	大野市友江 11-14	(0779) 66-1221 内線 853	1階正面玄関	1階 地域整備課
	勝山土木 事務所	地域整備課 高島	勝山市滝波町 1丁目 569	(0779) 88-1600 内線 32	1階正面玄関	1階 地域整備課
	鯖江土木 事務所	地域整備課 勝木	鯖江市西山町 14-2	(0778) 51-2256 内線 50	1階正面玄関	1階 地域整備課
	武生土木 事務所	地域整備課 片山	武生市上太田町 42-1-1	(0778) 23-4545 内線 361	1階正面玄関	1階 地域整備課
	今立土木 事務所	地域整備課 武長	今立郡今立町 粟田部 53-12	(0778) 42-2000 内線 42	1階正面玄関	1階 地域整備課
	朝日土木 事務所	地域整備課 中嶋	丹生郡朝日町 気比庄 3-17	(0778) 34-0464 内線 211	1階正面玄関	2階 地域整備課

第2回準備会議審議骨子

・流域委員会の構成について

委員会の構成は総会のみとし、必要に応じて部会を設ける。

・流域委員会の委員の選定方針について

1．委員会の規模

・委員会の規模については20人前後とし、最大25人程度までとする。

2．委員の専門分野

- ・専門分野については、候補者リストや公募の状況を見た上で、治水・利水・環境・人文の各分野のバランスを考慮して選定する。
- ・また、経済・法律等に関する学識経験を有する委員の選定に当たっては、河川や水との関わりについて配慮することとする。

3．委員の地域性

・地域特性に関わる委員の選定に当たっては、極力流域内から選ぶこととし、その他の委員については、近畿地域を含めて広く委員を選定する。

4．委員の選定方法

- ・準備会議の指示をうけて学識経験を有する者のリストを庶務が作成し、その中から準備会議において委員を選定する。また、公募により候補者の推薦（自薦・他薦）を受け付け、その中から準備会議において委員を選定する。
- ・幅広い年代や女性の委員の登用にも配慮する。
- ・関係水利及び関係漁業、水道原水の水質、環境、文化財に関する学識経験を有する者の取り扱いについては、河川法改正時の経緯に配慮する。

5．公募による委員の割合について

・委員全体の5分の1程度の人数を目安とする。

6．公募の方法

・インターネットのホームページにより募集広告を行う。

・流域委員会の公開(案)について

委員会の公開については、改正河川法において特段の規定はないが、情報の公開を基本とする。委員会の公開については、準備会議と同様の方法をもって行い、これに定めのない事項については、委員会において決定する。

・流域委員会の運営方針(案)について

委員会の運営方針（審議の進め方等）は、委員会で決定する。また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も委員会が行う。

近畿地方整備局及び福井県は、委員会から求められた時、河川管理者の立場で委員会に説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関わらない。

・次回の準備会議の進め方について

委員の選定にあたり、候補者のプライバシーに配慮するため、次回の準備会議は非公開とする。

第3回準備会議審議骨子

第3回準備会議を平成13年11月6日に開催した。委員の選定が審議事項であるため、候補者のプライバシーに配慮して、会議は非公開とした。

第3回準備会議では、委員の選定方針を検討し、委員を選定した（「委員の選定方針」と、「委員の選定結果」については、第4回準備会議で報告した。）。

第4回準備会議審議骨子

・委員の選定結果とその後の経過について

第4回準備会議において、第3回準備会議の審議内容とその後の経過について、以下のとおり報告した。

1. 委員の選定について

第3回準備会議で委員を選定し、その後委員就任の内諾を得るための作業を行い、全員から内諾を得た。

2. 委員の選定方針

委員の選定は、以下の選定方針に基づき行った。

(1) 選定人数

・委員の人数は、20人前後とし最大25人程度までとして選定した。

(2) 専門分野等

・九頭竜川水系の河川に関し、学識経験を有する者の候補者リストの状況を踏まえて、治水・利水・環境・人文等の各分野のバランスを考慮して選定した。

(3) 専門性

・専門分野における研究、教育活動及び地域活動等を行い、その分野に関する知見を有する者を選定した。

(4) 九頭竜川水系の河川との関連性

・九頭竜川水系の河川について知見を有する者を選定した。
・九頭竜川水系の河川について意見を述べることができる者を選定した。

(5) 地域性

・主に九頭竜川流域内及び福井県内に在住する者を選定した。
・広域的（全国的）視野を持ち、かつ九頭竜川水系の河川に関する知見を有する者を選定した。

(6) 公募者の選定割合

・委員総数の5分の1程度の人数を目安に選定した。

(7) その他

・関係省庁との申し合わせ事項に配慮して選定した。
・幅広い年代からの選定や女性の登用についても配慮して選定した。

3. 選定結果

(1) 選定人数

審議の結果、委員として総数で22人を選定した。

(2) 選定された委員

選定された委員は、別表-1のとおりである。

(3) 専門分野

専門分野毎の人数の内訳は、以下のとおりである。

委員の専門分野の内訳（委員総数22人）

治水分野 (4人)	利水分野 (4人)	環境分野 (7人)	人文分野 (7人)
--------------	--------------	--------------	--------------

(4) 地域性

福井県内在住者は19人、県外在住者は3人を選定した。

(5) 公募による委員の割合

応募のあった14名の中から4名を選定し、委員22人中に占めるその割合は、約18%となった。

(6) 男女の割合

男性は17人、女性は5人となり、女性の割合は約23%となった。

・九頭竜川流域委員会のあり方についての答申(案)について

答申内容の案として準備会議の庶務が提出した「九頭竜川流域委員会のあり方について 答申(案)」に基づき、答申の構成と内容について審議し、以下のとおり決定し、引き続き審議を行うこととした。

(委員会)

- ・委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(部会)

- ・部会委員は、委員会において選定する。
- ・部会委員は、委員会の委員と兼任することができる。

(規約の改正)

- ・規約の改正は、全委員総数の3分の2以上の同意をもってこれを行う。

< 参考 2 >

九頭竜川流域委員会準備会議規約

(名称)

第1条 本会は、「九頭竜川流域委員会準備会議」(以下「準備会議」という。)という。

(目的)

第2条 準備会議は、国土交通省近畿地方整備局長(以下「局長」という。)及び福井県知事(以下「知事」という。)の共同による諮問を受け、流域委員会のあり方について審議を行い、提言を行うものとする。

(設置)

第3条 準備会議は、局長及び知事が設置する。

(役割)

第4条 準備会議は、流域委員会の設置にあたり、流域委員会のメンバーの選定を行う。

またその公開方法及び運営方針について局長及び知事に提言を行う。

(組織等)

第5条 準備会議の委員は別表 - 3のとおりとし、局長及び知事が委嘱する。

2. 委員の任期は1年とする。ただし、答申が任期中に行われた場合においてはその時点をもって任期を終了とする。

(情報公開)

第6条 準備会議の議事内容及び準備会議資料の公開方法については、準備会議でこれを定める。

(会議)

第7条 準備会議には、議長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2. 議長は会務を総括し、準備会議を代表する。

3. 議長は準備会議を招集する。

4. 準備会議はその運営に関し、運営方針を定める。

(庶務)

第8条 準備会議の庶務は、国土交通省近畿地方整備局福井工事事務所調査第一課及び福井県土木部河川課が行うものとし、準備会議の指示により、以下に示す庶務をとり行う。

- ・ 会議資料の作成
- ・ 議事録の作成
- ・ 会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成 等

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、準備会議において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成13年7月26日から施行する。

別表 - 3 流域委員会準備会議委員

氏名	専門	所属
池淵 周一	水文学・水資源工学	京都大学防災研究所附属水資源研究センター長
川上 賢正	法律	福井弁護士会会長
児嶋 眞平	有機合成化学	福井大学学長
森下 郁子	淡水生物	社団法人淡水生物研究所所長

(五十音順、敬称略)

< 参考 3 >

委員の選定について

委員の選定に当たっては、以下の選定方針により行った。

(1) 選定人数

- ・委員の人数は、20人前後とし最大25人程度までとして選定した。

(2) 専門分野等

- ・九頭竜川水系の河川に関し、学識経験を有する者の候補者リストの状況を踏まえて、治水・利水・環境・人文等の各分野のバランスを考慮して選定した。

(3) 専門性

- ・専門分野における研究、教育活動及び地域活動等を行い、その分野に関する知見を有する者を選定した。

(4) 九頭竜川水系の河川との関連性

- ・九頭竜川水系の河川について知見を有する者を選定した。
- ・九頭竜川水系の河川について意見を述べることができる者を選定した。

(5) 地域性

- ・主に九頭竜川流域内及び福井県内に在住する者を選定した。
- ・広域的（全国的）視野を持ち、かつ九頭竜川水系の河川に関する知見を有する者を選定した。

(6) 公募者の選定割合

- ・委員総数の5分の1程度の人数を目安に選定した。

(7) その他

- ・関係省庁との申し合わせ事項に配慮して選定した。
- ・幅広い年代からの選定や女性の登用についても配慮して選定した。